
吉野川市耐震改修促進計画



YOSHINOOGAWA

平成 20 年 1 月
(平成 26 年 3 月改訂)
吉 野 川 市

はじめに

日本は世界でも有数の地震国であり、今日までに起こった多くの地震により、我々の生活は多大な被害を受けています。なかでも平成 7 年 1 月 17 日に発生した「阪神・淡路大震災」*1 では、地震による建物の倒壊、火災により多くの尊い人命を奪い、甚大な被害をもたらしました。地震発生時刻が早朝であり、多くの人が就寝中であったことから、耐震性の低い建物の倒壊によって亡くなられた方が全体の 8 割を占めるといわれています。建築物の被害の傾向をみると、現行の耐震基準（昭和 56 年 6 月施行）以前に建築された建築物に被害が多く見られたものの、それ以降に建築された比較的新しい建築物の被害の程度は小さかったため、現行の耐震基準は概ね妥当であると考えられています。*2

こうした教訓を踏まえて成立した「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が、同年 12 月 25 日に施行され、多数の者が利用する建築物（特定建築物）の所有者に耐震診断・耐震改修の努力義務が課されることとなりました。その後発生した新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などを受けて、平成 18 年 1 月 26 日に施行された同法の改正では、特定建築物の対象に道路閉鎖させる住宅・建築物が追加されるなど対象が拡大されるとともに、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を、都道府県は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針においては、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められました。

これを受けて、徳島県においても平成 19 年 3 月に大地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命・財産を守ることを目的として「徳島県耐震改修促進計画」を策定しました。

その後、津波によって数多くの尊い人命を一瞬にして奪い去った大災害として記憶に新しい平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」を受け、また、今後 30 年以内に 70% 程度の確率で発生が予測されている南海トラフの地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成 25 年 11 月 25 日に施行された同法の改正では、全ての建築物に耐震診断と耐震改修の努力義務が課されるとともに、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の耐震診断が義務化されるなどの規制強化が行われることとなりました。

徳島県では、法改正や当初計画策定以降の耐震化の取組や状況の変化を受け、耐震改修促進計画を改訂しました。

吉野川市においても、同法第6条第1項において、耐震改修促進計画を定めることが努力義務とされておりますが、南海トラフ巨大地震の被害を受ける恐れのある本市では、早急に具体的な耐震化の目標を定め、実践していくことにより、建築物の倒壊等の被害から市民の生命・財産を守ることを目的として、平成20年1月に策定した「吉野川市耐震改修促進計画」を改訂するものです。

*1. 阪神・淡路大震災の概要

平成7年1月17日午前5時46分、マグニチュード7.2震源の深さ14Kと推定された地震が突如起きた内陸直下型（活断層）で神戸と洲本で烈震の震度6を記録一宮町を含む淡路島をはじめ、神戸、芦屋、西宮、宝塚（つか）の一部区域では我が国で初めて震度7の「激震」と判定されている。震源地は淡路島の北部の北緯34度36分東経135度03分で余震は1,800回を超し、有感地震は200回を超しております。地震の特徴は活断層による大きなエネルギーが一挙に爆発したタイプで振幅は最大18cmと史上最大の揺れを観測された。（阪神・淡路大震災関連情報データベース <http://sinsai.fdma.go.jp/search/> より引用）

*2. 建設省の建築震災調査委員会中間報告（平成7年7月28日）による。

目 次

はじめに.....	1
目 次.....	3
第1章 計画の基本方針.....	4
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	9
概 要.....	9
[1] 想定される地震の規模、被害の状況.....	10
[2] 耐震化の現状及び目標の設定.....	13
[3] 防災上重要な市有施設の耐震化の情報開示.....	17
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項.....	18
概 要.....	18
[1] 耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針.....	19
[2] 耐震診断・改修の促進を図るための支援策.....	21
[3] 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備.....	23
[4] 地震時の建築物の総合的な安全対策.....	25
[5] 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項.....	27
[6] 地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項.....	28
[7] 優先的に耐震化すべき建築物の設定.....	29
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項....	32
概 要.....	32
[1] 地震危険度マップの作成・公表.....	33
[2] 相談体制の整備及び情報提供の充実.....	33
[3] パンフレットの配布、セミナー・講習会の開催協力.....	35
[4] リフォームに合わせた耐震改修の誘導.....	35
[5] 家具の転倒防止の推進.....	35
[6] 自主防災組織、自治会等との連携.....	35
第5章 建築基準法による勧告または命令等についての事項.....	36
[1] 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等の実施に関する事項.....	36
[2] 建築基準法による勧告または命令等の実施に関する事項.....	36
第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項.....	38
概 要.....	38
[1] 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要.....	38
[2] 地震保険の加入促進啓発.....	39
第7章 参考資料.....	40
[1] 用語の解説.....	40

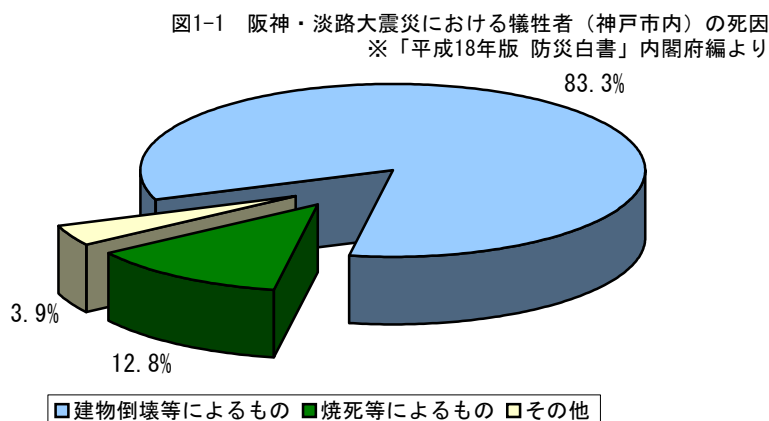
第1章 計画の基本方針

(1) 計画の目的

本計画は、既存建築物の地震に対する安全性を向上させ、被害を軽減して人命や財産を守るため、住宅や建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ重点的に促進し、市民の防災意識の高揚を喚起し、自助精神を醸成しつつ、地域で行う共助へとつなげ、安全で安心な地域社会づくりを進めることを目的として策定します。

(2) 耐震改修の必要性

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において多数の犠牲を出す最大の要因となったのが、昭和56年以前に建築されたいわゆる既存不適格住宅の倒壊による圧死等であり、これによる死者数が全死者数の8割以上を占めました。さらに、住宅密集市街地等において建物の倒壊に加えて発生した火災による死者数が全体の1割強を占めています。



これらを教訓として、阪神・淡路大震災以降、様々な対策が講じられてきており、災害対策基本法の改正や防災基本計画の抜本的な見直しが行われたのをはじめ、地震防災対策特別措置法、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の制定、公共施設の耐震基準の見直し等による建築物等の耐震性の強化や都市の不燃化の推進、内閣情報集約センターの設立や地震防災情報システム（DIS）の整備による初動体制の強化等、さまざまな施策の推進が図られています。

建物の耐震改修の必要性を考えると、ひとつは地震災害時に我々自身の安全を守ることがあげられます。特に公共性の高い建物の場合には、その所有者自身の安全はもちろんのこと、利用者の安全を守る義務も発生します。こうしたことから、耐震改修促進法では不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の所有者に対して、所管行政庁は耐震改修の指導や指示ができるようになっていきます。

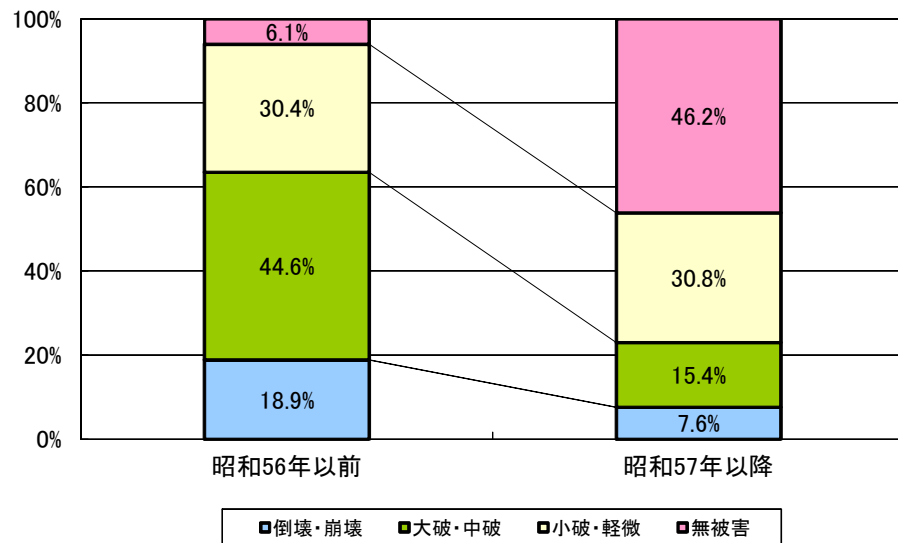
次に、2次災害の発生を防ぐという目的があります。特に密集市街地においては、建築物の倒壊による火災発生により、風速によっては延焼が広がり被害が拡大します。地震時には消防機関による消火が困難となることが想定され、死者数が増加する可能性があります。また、同様に建築物の倒壊は緊急輸送道路の閉塞を生み、初期救助や救援物資の輸送に悪影響をもたらします。こうしたことから

建築物の倒壊を防ぎ、緊急輸送道路を確保することは、2次災害を最小限に抑える上で重要となります。

最後に、建物の耐震化は財産を守るという目的があります。住宅を例にあげて説明しますと、図1-2は昭和56年以前と昭和57年以降に分けて住宅の被害を表したのですが、昭和56年以前に建てられた、いわゆる既存不適格住宅の場合、中破以上の被害が全体の63.5%にのぼり全体の半数を超えています。これらの住宅については被災後の使用は難しいと考えられ、取り壊しを余儀なくされます。その場合に発生する多額の損失を考えれば、先行投資によって損失を最小限に留めることは重要です。

図1-2 建築年別の住宅の被害状況

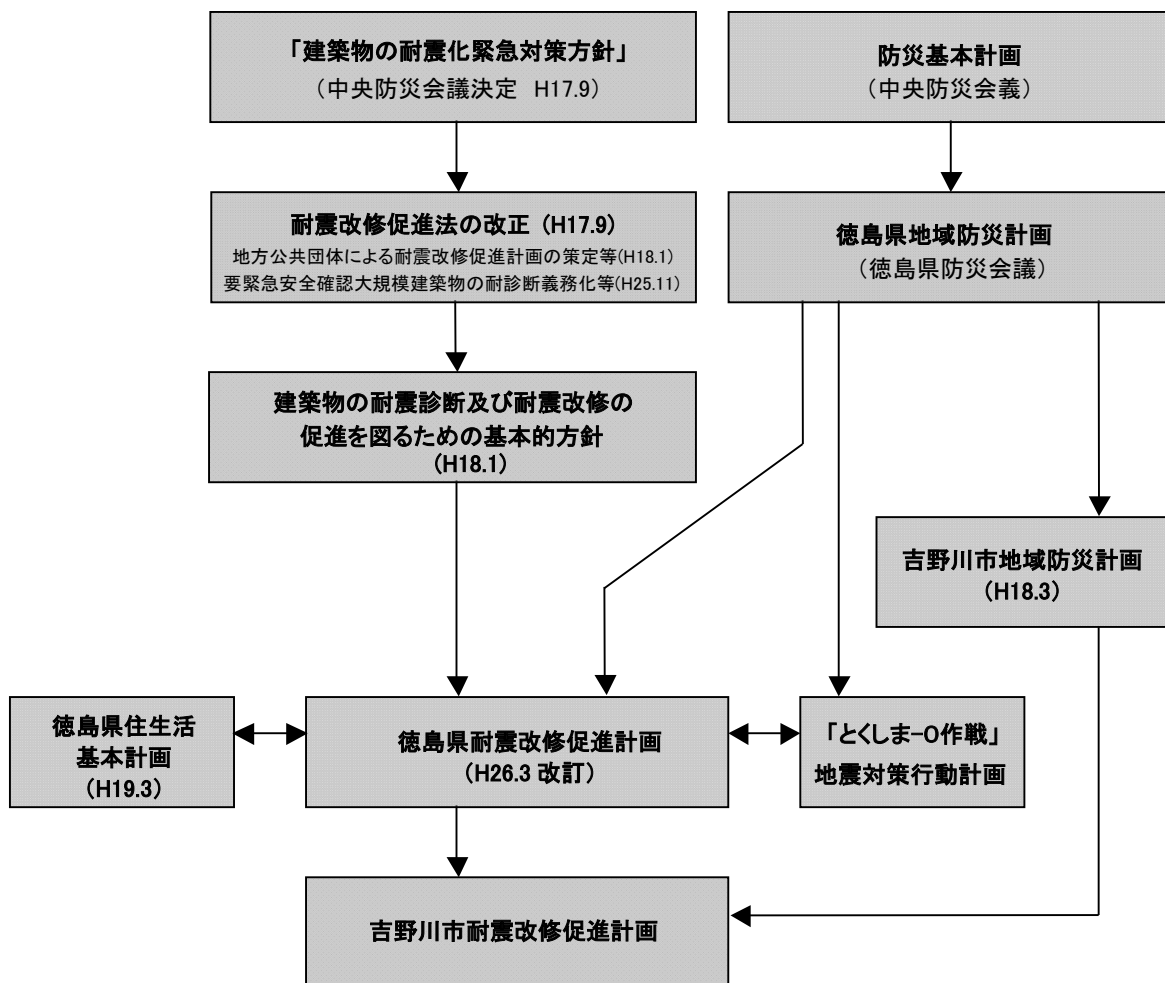
※「平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告」より



(3) 計画の位置付け

吉野川市耐震改修促進計画は下図に示す通り、平成18年の耐震改修促進法の改正を受けて策定するものであり、徳島県が策定した「徳島県耐震改修促進計画（平成26年3月）」の内容を勘案しつつ、地域固有の状況に配慮し作成しました。防災基本計画による吉野川市地域防災計画との連携も必要となります。

図1-3 耐震改修促進計画の位置付け



なお、我が国では図示した以外にも、災害対策基本法をはじめとする次の関係法律によって災害対策が推進されています。

【基本法関係】

1. 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2. 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
3. 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）
4. 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）
5. 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
6. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）
7. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）
8. 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）
9. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

【災害予防関係】

1. 河川法（昭和39年法律第167号）
2. 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）
3. 海岸法（昭和31年法律第101号）
4. 砂防法（明治30年法律第29号）
5. 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
6. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
7. 森林法（昭和26年法律第249号）
8. 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）
9. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
10. 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）
11. 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）
12. 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）
13. 建築基準法（昭和25年法律第201号）
14. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
15. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）
16. 気象業務法（昭和27年法律第165号）
17. 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）

【災害応急対策関係】

1. 消防法（昭和23年法律第186号）
2. 水防法（昭和24年法律第193号）
3. 災害救助法（昭和22年法律第118号）

【災害復旧・復興、財政金融措置関係】

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
2. 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）
3. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
4. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
5. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

6. 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
7. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
8. 鉄道軌道整備法（昭和28年法律第169号）
9. 空港整備法（昭和31年法律第80号）
10. 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）
11. 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号）
12. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）
13. 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）
14. 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）
15. 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）
16. 森林国営保険法（昭和12年法律第25号）
17. 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）
18. 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）
19. 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）
20. 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）
21. 住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）
22. 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）
23. 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

【組織関係】

1. 消防組織法（昭和22年法律第226号）
2. 海上保安庁法（昭和23年法律第28号）
3. 警察法（昭和29年法律第162号）
4. 自衛隊法（昭和29年法律第165号）
5. 日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

概 要

[1] 想定される地震の規模、被害の状況

南海トラフの地震(南海トラフを震源とする地震)

- ・今後 30 年での発生確率: 70%程度(南海トラフのどこかで発生する確率)
- ・想定される地震の規模: マグニチュード 8~9 クラス

想定される被害: 死者数 約 140 人 建物の全壊数 約 2,200 棟

[2] 耐震化の現状と目標設定

(1) 住宅

平成 20 年現在で、居住世帯のある住宅(木造及び非木造)約 15 千戸のうち、耐震性がある住宅は約 9.6 千戸で耐震化率は 62.5%となります。

南海トラフ巨大地震発生時の揺れによる死者ゼロを目指すことを目標としていることから、倒壊等の恐れのある住宅すべての耐震性向上を目指し、国の基本方針に基づき平成 32 年度末までに耐震化率 100%を目指します。

(2) 特定建築物

平成 24 年現在で、改正耐震改修促進法で定められている特定建築物(一定規模要件を満たす建物)は 130 棟あり、そのうち耐震性がある建物は 95 棟で、耐震化率は 73.1%となります。

このうち、災害時に重要な機能を果たす建築物については、平成 32 年度末までに耐震化率 100%を目指します。

(3) 防災上重要な市有施設

平成 25 年現在で、防災上重要な市有施設は 123 棟で、そのうち耐震性がある建築物は 105 棟あり、耐震化率は 85.4%となります。

徳島県は、平成 27 年度末までに 100%の耐震化を目指すことを目標に掲げた「とくしまー0 作戦」地震対策行動計画に基づき耐震化を図ることにしています。

本市においても平成 27 年度末までに防災上重要な市有施設については、耐震化率 100%を目指します。

表 2-1 耐震化の現状

建物用途	戸数又は棟数	左のうち耐震性有り			耐震化率
		昭和 55 年 以前	昭和 56 年 以降	小計	
住宅	15,440 戸	853 戸	8,790 戸	9,643 戸	62.5 %
特定建築物	130 棟	16 棟	79 棟	95 棟	73.1 %
市有施設(防災拠点等)	123 棟	39 棟	66 棟	105 棟	85.4 %

[1] 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 南海トラフの地震

地震規模

『南海トラフの地震』とは、南海トラフ沿いで、フィリピン海プレートが陸側のプレートに潜り込み、陸側のプレートの変形が限界に達したとき、元に戻ろうとして発生する海溝型地震です。歴史的に見て 100～150 年間隔でマグニチュード 8 クラスの地震が発生し、最近では昭和 19 年及び 21 年にそれぞれ発生していることから、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされています。

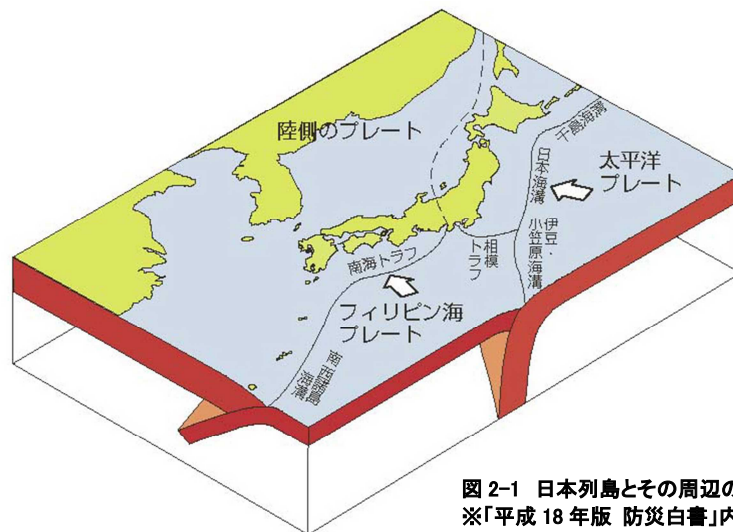


図 2-1 日本列島とその周辺のプレート
※「平成 18 年版 防災白書」内閣府編より

『南海トラフの地震』の地震規模と発生確率は、地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

表 2-2 南海トラフ地震活動の長期評価(第二版)
(平成 26 年 1 月)

領域又は地震名	長期評価で予測した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率
		30 年以内
南海トラフの地震	M8～M9 クラス	70%程度

(2) 南海トラフ巨大地震

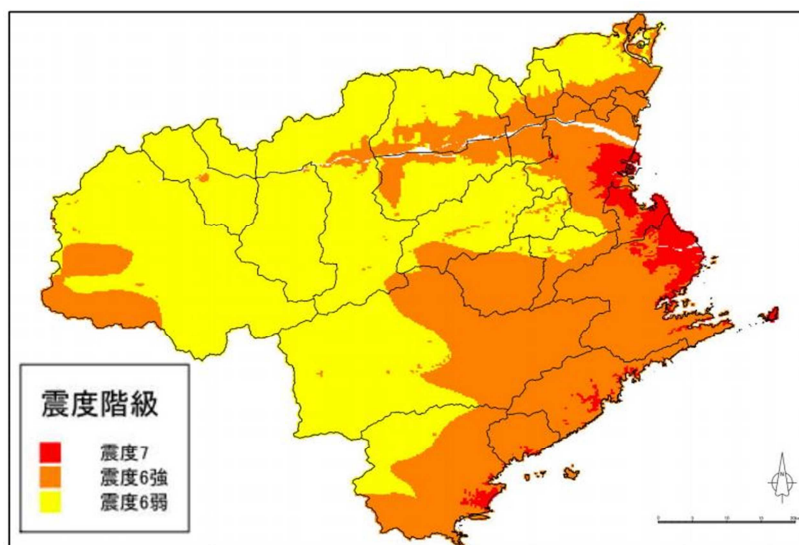
『南海トラフ巨大地震』とは、『南海トラフの地震』のうち、東海～日向灘のすべての震源域で同時に地震が発生する「最大クラスの地震・津波」を想定したものです。

イ. 震度分布

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)」によれば、南海トラフ巨大地震が発生した際、県内の震度は、震度6弱から震度7と予測されています。

吉野川市においては、平野部で震度6強、南部山間部で震度6弱の揺れが想定されています。

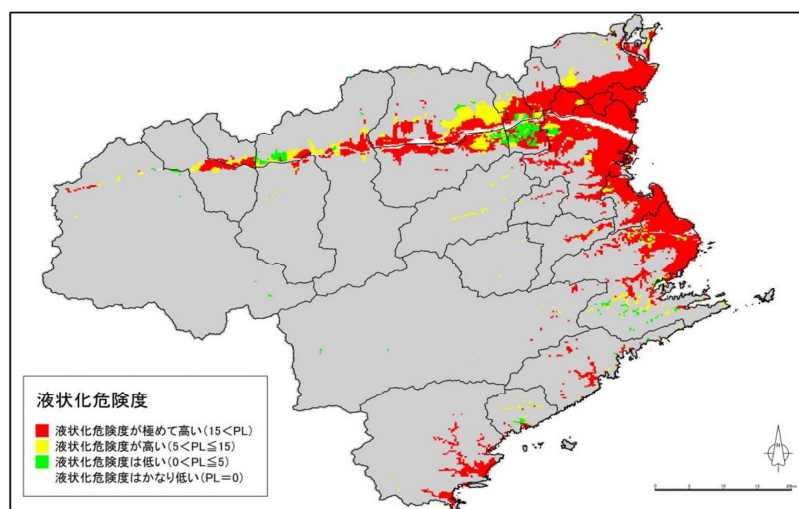
図 2-2 南海トラフ巨大地震による震度分布



ロ. 液状化危険度分布

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)」によれば、南海トラフ巨大地震が発生した際、沿岸部及び吉野川に沿って液状化の危険度が極めて高いと予測されています。

図 2-3 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布



ハ. 人的被害

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)」により推定すると、南海トラフ巨大地震では、多くの人々が住宅内にいる冬深夜に人的被害が最大となり、死者は約140人、負傷者は約1,000人となります。

表 2-3 要因別人的被害予測概数
「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)の概要」より

季節時刻	要因	揺れ	急傾斜地	火災	ブロック塀・自動販売機転倒	合計
冬深夜	死者	140 (10)	—	—	0	140
	負傷者	1,000 (180)	—	—	0	1,000
	重傷者	190 (40)	—	—	0	190
夏12時	死者	80 (—)	—	—	—	80
	負傷者	630 (110)	—	—	20	660
	重傷者	110 (20)	—	—	—	120
冬18時	死者	100 (—)	—	—	—	100
	負傷者	720 (110)	—	—	50	780
	重傷者	130 (20)	—	—	20	150

※ 一印は若干名を示す

※ 単位(人)

※ 津波による被害は想定されてない

※ ()内は家具転倒による数値を表す

※ 数値は端数処理上、合計が合わない場合がある

二. 建築物被害

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)」によると、建築物被害の要因は下表の分類に分けられ、「冬深夜」「夏12時」「冬18時」において建物被害(全壊)の状況を示しています。南海トラフ巨大地震では、「揺れ」「液状化」「急傾斜地」それぞれの被害は、発生する時期によらず同じ数値を示しています。しかし、「火災」被害において、冬18時発生の場合の被害が他よりも多くなり、結果としてこの時期の全体被害が約2,200棟で最も大きくなります。要因ごとの被害数を冬18時の場合と比較すると、揺れによる被害が約2,100棟で最も多く、次いで火災による被害の約70棟、液状化による被害の約30棟、急傾斜地崩壊による被害の約20棟の順になります。なお、津波による被害はありません。

表 2-4 要因別建物被害棟数(全壊)
「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定(第一次)」より

要因 時期	揺れ	液状化	急傾斜地	火災	合計
冬深夜	2,100	30	20	—	2,100
夏12時	2,100	30	20	—	2,100
冬18時	2,100	30	20	70	2,200

※ 一印は若干名を示す

※ 単位(棟)

※ 津波による被害は想定されていない

※ 数値は端数処理上、合計が合わない場合がある

[2] 耐震化の現状及び目標の設定

ここでは、住宅・土地統計調査、建築着工統計、吉野川市の資料を整理分析し、耐震化の現状を把握します。

また、吉野川市では、国及び県の定める住宅及び特定建築物の耐震化の目標を参考に、現状を踏まえた上で、耐震化の目標を設定します。

なお、ここで定めた目標は今後の進捗状況に応じ、概ね5年で検証し再設定することとします。

(1) 住宅

平成20年の住宅・土地統計調査によると、本市の住宅の耐震化の状況は表2-5のとおり、居住世帯のある住宅15,440戸のうち、木造住宅が12,470戸、非木造住宅が2,970戸となっています。耐震性がある住宅は約9,600戸で住宅全体の耐震化率は約62.5%となります。構造別には、木造住宅で約55%、非木造住宅で約92%となっています。

地震発生時の被害を軽減するためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があります。耐震改修に対する工事費補助などの支援事業を拡充するとともに、耐震改修促進税制による支援制度なども広く市民にPRし、住宅の耐震化を促進するものとします。

徳島県では住宅耐震化の緊急性に鑑み、平成32年度末までに耐震化率を100%にすることを目指しています。

吉野川市でも国及び県の方針を踏まえ、平成32年度末時点での住宅の耐震化率100%を目指します。

なお、吉野川市の木造住宅の耐震化に関する事業の実績は表2-6のとおりです。

表2-5 住宅の耐震化の現状と目標
(平成20年住宅・土地統計調査等による)

区分	昭和56年 (1981年) 以降の住宅①	昭和55年 (1980年) 以前の住宅②	住宅数④ (①+②)	耐震性有 住宅数⑤ (①+③)	現状の 耐震化率(%) (平成20年度) (⑤/④)
		うち耐震性なし			
		うち耐震性有③			
木 造	6,820	5,650	12,470	6,893	55.3
		5,577			
		73			
非木造	1,970	1,000	2,970	2,750	92.6
		220			
		780			
合 計	8,790	6,650	15,440	9,643	62.5
		5,797			
		853			

単位(戸)

表2-6 吉野川市木造住宅の耐震化に関する事業の実績

事業名	H16	H17	H18	H19	H20
木造住宅耐震診断支援事業	70	40	29	50	58
	H21	H22	H23	H24	合計
	120	160	210	200	937

単位(戸)

事業名	H16	H17	H18	H19	H20
木造住宅耐震改修支援事業	5	3	8	9	7
	H21	H22	H23	H24	合計
	7	22	18	25	104

単位(戸)

(2) 特定建築物

吉野川市内の特定建築物の棟数は130棟で、そのうち耐震性が有ると確認されている建築物が95棟あり、耐震化率は73.1%となっています。

表 2-7 特定建築物の耐震化の現状
(平成24年度末時点)

建物用途	棟数	左のうち耐震性有り			耐震化率 (%)
		昭和55年 以前	昭和56年 以降	小計	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	25	10	14	24	96.0%
上記以外の学校	0	0	0	0	—%
体育館(一般公共の用に供されるもの)	2	0	1	1	50.0%
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	0	0	0	0	—%
病院・診療所	13	0	8	8	61.5%
劇場、観覧場、映画館、演芸場	0	0	0	0	—%
集会場、公会堂	4	2	2	4	100.0%
展示場	0	0	0	0	—%
卸売市場	0	0	0	0	—%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1	0	0	0	0.0%
ホテル、旅館	1	0	1	1	100.0%
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	24	2	16	18	75.0%
事務所	6	0	4	4	66.7%
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	11	0	10	10	90.9%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	0	0	0	0	—%
幼稚園、保育所	3	2	1	3	100.0%
博物館、美術館、図書館	1	0	1	1	100.0%
遊技場	0	0	0	0	—%
公衆浴場	0	0	0	0	—%
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	0	0	0	0	—%
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	0	0	0	0	—%
工場(危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く)	2	0	1	1	50.0%
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	0	0	0	0	—%
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	0	0	0	0	—%
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	5	0	5	5	100.0%
小 計	98	16	64	80	81.6%
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	32	0	15	15	46.9%
小 計	32	0	15	15	46.9%
合 計	130	16	79	95	73.1%

※単位(棟)

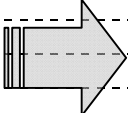
別表 特定建築物一覧

号	NO	建物用途		特定建築物の規模要件
イ	1	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
			上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院・診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場(危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く)		階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上
ロ		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
ハ		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が県及び本市耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		建築物の高さが次の何れかを超えるもの①前面道路の幅員が12m以下の場合、6m。②前面道路の幅員が12m超の場合、その幅員の1/2。

※単位(棟)

表 2-7 の特定建築物のうち、災害時に重要な機能を果たす 4 用途の建築物（学校、病院、庁舎、公営住宅）については具体的な目標を設定します。

表 2-8 特定建築物の耐震化の目標

建物用途	棟 数	耐震化率(%) (平成 24 年度末)		耐震化率の目標(%) (平成 32 年度末)
学校(休校含む)	25	96.0%		100
病院	13	61.5%		100
庁舎	5	100.0%		100
公営住宅	3	100.0%		100

- ⑭ 1. 休校を除く学校の耐震化率は平成 24 年度末で 100%となっています。
- ⑭ 2. 壁式構造の市営住宅については、壁式構造そのものの特性や市営住宅の調査を参考として、今回は耐震性があるものとして整理しています。今後詳細な耐震診断により改修を要すると判定されるものを含む可能性があります。

(3) 防災上重要な市有施設

防災上重要な市有施設は123棟で、そのうち耐震性能有りと確認されている建築物は105棟あり、耐震化率は85.4%となります。

表 2-9 防災上重要な市有施設

区 分		棟数 (棟)	耐震性 無し	耐震性有り			耐震化 率 (%)
				昭和55 年以前	昭和56 年以降	小計	
吉野川市防災上重要施設							
①防災拠点施設	災害対策本部	1	0	0	1	1	100.0%
	災害対策支部	3	0	0	3	3	100.0%
②復旧拠点施設（中央広域連合） （東消防署） （西消防署）		(2)	(1)	(0)	(1)	(1)	(50.0)%
③避難施設	避難収容拠点	15	1	4	10	14	93.3%
	要介護施設	3	0	1	2	3	100.0%
④指定避難場所（上記、避難収容拠点を除く）		72	15	24	33	57	79.2%
⑤水道管理施設（配水池）		7	1	2	4	6	85.7%
災害時に要援護者等の利用する施設(福祉施設等)		22	1	8	13	21	95.5%
合 計		123	18	39	66	105	85.4%

※構造及び規模

非木造の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの 但し、④指定避難場所については、すべて計上している

(建築基準法第20条第2号に定める構造計算による安全性の確認義務が課せられる建築物)

※各棟ごとの区分を整理しているため、各区分の施設数には重複するものがある

※要援護者等の利用する施設とは、[老人福祉施設、幼稚園・保育所]とする

※②は中央広域連合所有施設のため、棟数を()書としカウントしていない

防災上重要な市有施設は、利用者の安全確保だけではなく災害時の拠点となる施設として、防災対策上の機能確保の観点からも、計画的に耐震化を進めていく必要があります。

防災上、最も重要な市有施設から順に耐震化を進め、平成27年度末までに100%の耐震化率を目標に目指します。

なお、施設のあり方検討の結果など、今後の状況の変化に的確に対応するため、対象施設、完成予定時期等について、適宜必要な見直しを行います。

[3] 防災上重要な市有施設の耐震化の情報開示

防災上重要な市有建築物の耐震化については、今後も実態把握や進捗管理に努め、県や他市町村と足並みを揃え、原則として公表することとします。公表は広報誌及びホームページ等を使って行います。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

概 要

[1] 耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針

耐震診断・改修を促進する上で、市と県との役割を明確にし、以下の項目を基本的な考え方として、円滑な推進の実施に努めます。

- (1) 建築物の所有者等が主体的に取り組む耐震化の推進
- (2) 建築物の所有者による耐震化への支援
- (3) 徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会の活用
- (4) 耐震改修促進計画の見直し

[2] 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

助成等により、耐震診断・改修の取り組みを支援します。

[3] 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

戸別訪問の実施、相談窓口の設置、リフォーム・コンシェルジュの活用等、関連する情報を積極的に提供します。市民が耐震化をより理解しやすくなるよう、いろいろな取り組みを進めます。

[4] 地震時の建築物の総合的な安全対策

ブロック塀の倒壊防止策、窓ガラス・天井等落下物の安全対策等について、啓発や助言を通して対策を進めます。

[5] 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

耐震改修促進法附則第3条第1項に基づき、耐震診断が義務化された建築物は、耐震化対策が円滑に行われるよう、所有者に対して、支援制度、耐震診断の基準や改修の工法等必要な情報提供に努めます。

[6] 地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項

改正耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号に基づき耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震時に通行を確保すべき道路は徳島県耐震改修促進計画に定められた道路とします。

[7] 優先的に耐震化すべき建築物

「災害応急対策の拠点施設」、「避難施設」、「要援護者等の利用する施設」について、優先的に耐震化に着手すべき建築物と位置づけます。

[1] 耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針

(1) 基本的な取組方針

耐震診断及び改修の促進にあたって、以下の項目を基本的な考え方として推進します。

イ. 建築物の所有者等が主体的に取り組む耐震化の推進

建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等が「自らの生命・財産は自らが守る」という意識をもつとともに、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障をきたすことがないように、建築物の耐震性を把握し耐震化を進めることが求められます。

そのためには、市は県と協働して建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚してもらえるように意識啓発を進めることが重要です。

耐震改修促進法では、国民に建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めなければなりません。

また要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物については、耐震診断の実施義務及び結果の報告義務が課せられています。

ロ. 建築物の所有者等による耐震化への支援

建築物の所有者等が、建築物の耐震化を行いやすいように、市は国・県とともに適切な情報提供をはじめ、耐震診断・耐震改修に係る負担軽減のための制度の構築など支援策を可能な限り実施します。

ハ. 徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会の活用

県・他市町村及び各関係団体との技術や情報交換等連携を密にします。

二. 耐震改修促進計画の見直し

本計画は、原則5年ごとに検証し耐震化の進捗率の把握と目標設定の更新を実施します。

(2) 具体的な施策

吉野川市では、徳島県と連携を図りながら、次の施策に取り組みます。

イ. 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

- ① 木造住宅耐震診断支援事業
- ② 木造住宅耐震改修支援事業
- ③ 民間建築物耐震化支援事業
- ④ 老朽危険空き家除却支援事業
- ⑤ 住宅耐震改修促進税制

ロ. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

- ① 市民へのホームページや広報誌を活用した情報提供
- ② 相談窓口の設置
- ③ 建物の耐震化に係る人材育成
- ④ 優良技術者・事業者の紹介
- ⑤ 出張説明、戸別訪問の実施

ハ. 地震時の建築物の総合的な安全対策

- ① 家具等の転倒防止対策の普及・啓発
- ② 転倒の恐れのあるブロック塀の診断・改修
- ③ ガラスや外装タイル・天井材の落下防止対策
- ④ エレベーターの閉じこめ防止対策
- ⑤ 県産材による耐震シェルターや耐震建具等の開発と改修工法の普及の促進

ニ. 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

不特定多数の者が利用する建築物等で大規模なものは、倒壊した場合の人的被害や周辺地域に及ぼす影響が大きいことから、耐震改修促進法附則第3条第1項に基づき、耐震診断が義務化されています。

当該建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を「平成27年12月31日」までに所管行政庁に報告しなければなりません。

また、報告を受けた所管行政庁は、同条第3項に基づき、当該報告の内容を公表しなければならないとなっています。

本市では、これらの耐震化対策が円滑に行われるよう、所有者に対して支援制度の情報提供に務めるとともに、耐震診断の基準や改修の工法等について必要な相談に応じられる体制の強化を図ります

ホ. 地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項

地震発生時に、広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保することに優先して取り組んでいきます。耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号に基づく地震時に通行を確保すべき道路として徳島県耐震改修促進計画により定められています。これにより、本市では、その沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化を目指し、災害時にこれらの建物の倒壊等を防ぐことで、交通の寸断や情報通信の途絶を防ぎ、迅速な災害復旧の実現を目指します。

ヘ. 優先的に耐震化すべき建築物

市が所有する公共施設の多くは、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たします。このため、防災上重要な施設については、優先的に耐震化すべき建物であると考えます。

また、民間施設についても市有施設と同様に災害応急対策活動に必要な施設と位置づけられている建築物及び多数の者が利用する特定建築物については、優先的に耐震化を行えるよう啓発していきます。

[2] 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

(1) 吉野川市の支援策

吉野川市では、総括的な建物の耐震化を目指し、建物の条件ごとに以下のような支援策を講じて地震時の災害予防に努めます。

表 3-1 耐震化支援策

① 木造住宅耐震診断支援事業(H 16～)		
耐震診断	対 象	・平成 12 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅（平成 26 年度から）
		・3 階建てまで
		・在来軸組構法、枠組壁工法(2×4)、伝統的構法で建てられたもの（プレハブ、丸太組工法は除く）
		・現在も居住している住宅(改修後居住する予定の住宅も含む)
		・併用住宅、共同住宅、長屋、借家も含む
	費 用	・無料 ・国・県・市が 33,000 円(戸建の場合 平成 26 年度から 40,000 円)を全額負担

② 木造住宅耐震改修支援事業(平成 26 年度からは以下の内容)		
耐震改修	対 象	・徳島県に登録された耐震診断員が実施し、技術委員会の審査により認められた耐震診断で、改修前の評点が 1.0 未満のもの
		・平成 12 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅
		・改修後の評点が 1.0 以上又は、0.7 以上
		・「徳島県木造住宅耐震改修施工者等」として徳島県に登録した者が施工
	費 用	・評点を 1.0 以上にする場合：補助率 2/3、補助限度額 120 万円
		・評点を 0.7 以上にする場合：補助率 2/3、補助限度額 60 万円
	その他	・適切な耐震改修工事が行われるよう耐震改修アドバイザーを派遣
		・耐震化と併せて行う省エネ化、バリアフリー化などのリフォーム工事も補助対象

③ 民間建築物耐震化支援事業(H 21～)		
耐震診断	対 象	・一定の要件を満たす共同住宅及び建築物
	費 用	・事業者負担:診断費用の 1/3
		・補助率:国 1/3, 県 1/6, 市 1/6
耐震改修	対 象	・一定の要件を満たし、耐震診断の結果、耐震性が不足する建築物
	費 用	・事業者負担:耐震改修工事費の約 77.0%
		・補助率:国 11.5% 県 5.75% 市 5.75%
	その他	以下の場合に事業者負担の軽減あり
		・要緊急安全確認大規模建築物の場合
		・緊急輸送道路沿道建築物の場合

④ 老朽危険空き家除却支援事業		
空き家除却	対 象	・倒壊すれば前面道路を 1/2 以上閉塞し、避難等に支障をきたす恐れがある老朽化した危険な空き家
	費 用	・空き家の除去工事費に対して国・県・市が補助
		・補助率:4/5
		・補助限度額:80 万円

⑤ 住宅耐震改修促進税制(H 18～)		
所得税の 特別控除制度	対 象	・平成 29 年 12 月 31 日までに、評点 1.0 以上となる耐震改修工事を行った住宅の居住者
	控除額	・耐震改修工事に要した費用の 10%相当額(20 万円を上限)を所得税から控除
固定資産税の 減額措置	対 象	・平成 27 年 12 月 31 日までに、評点 1.0 以上となる 50 万円超 (H24 年度中契約の工事なら 30 万円以上)の耐震改修工事を行った住宅
	控除額	・翌年度分の固定資産税について 1/2 に減額(1戸当たり 120 ㎡相当分までに限る)

[3] 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

吉野川市では以下の施策を通して、耐震化促進のための環境整備に取り組みます。

(1) 市民への情報提供

＜広報誌、パンフレットや吉野川市ホームページ上での周知活動＞

吉野川市のホームページを活用し、南海トラフ巨大地震発生の啓発、耐震診断・改修の進め方、支援制度の紹介等を広く告知し、市民の意識向上を図ります。

図 3-1 広報誌を使った情報提供の一例

補強工事を強力に支援します

まずは耐震診断！無料です。

近い将来起こるとされる、南海トラフ巨大地震による建物の倒壊から命を守るため、吉野川市では、昨年度に引き続き耐震診断を実施します。

対象となる木造住宅

次の要件を満たす木造住宅が対象となります。

- ①昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ②在来軸組工法や伝統構法により建築された木造住宅
(木質プレハブ工法や2×4工法は除く)
- ③3階建てまでの住宅(併用住宅、共同住宅・長屋、借家を含む)
- ④吉野川市内にあり、現在居住している住宅

募集戸数

220戸

申込受付期間

平成26年2月28日まで(先着順)

自己負担金

無料



**つづいて耐震改修工事を検討しましょう！
補助限度額を30万円増額し、90万円に！**

対象住宅となる木造住宅

- ①平成16年度から本年度において吉野川市が実施した耐震診断の結果、総合評点が0.7未満と診断された住宅
- ②耐震改修計画書で、評点が1.0以上に改善されるもの
- ③平成26年3月16日までに工事完了報告書を提出すること
- ④県の耐震改修施工者等登録名簿に登録している業者で工事を行うもの

※事前に工事着手されたものは、対象になりません。

募集戸数

40戸

申込受付期間

平成25年12月27日まで(先着順)

補助金の額

耐震改修工事費(税込)の3分の2の額で、最高90万円
(1,000円未満は切り捨て)

工事完了報告後に、補助金の支払手続きをします。



●問い合わせ・申し込み 市建築営繕課 ☎22-2224

図 3-2 広報誌を使った情報提供の一例

南海地震にそなえ、家の耐震

徳島県住まいの安全・安心なリフォーム支援事業

徳島県では昨年度に引き続き、木造住宅の耐震化を推進するために「住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」を実施します。

【対象となる木造住宅】

- ・徳島県に登録された耐震診断員が実施し、「徳島県木造住宅耐震化促進技術委員会」または「徳島県建築士事務所協会」の審査により認められた耐震診断で、評点が1.0未満となった住宅で、「耐震改修工事」と「リフォーム工事」を行う木造住宅が補助対象です。
- ・「耐震改修工事」のみでも対象です。
- ・吉野川市木造住宅耐震改修工事費補助金交付を受けていないもの

【補助金の額】

補助金の額は、補助対象経費（税込）の2分の1に相当する額（1,000円未満は切り捨て）。ただし、補助金の額は40万円を限度とする。

●問い合わせ 徳島県県土整備部住宅課 建築指導室耐震化担当 ☎088-621-2598

吉野川市木造住宅安全安心耐震改修支援事業

吉野川市では、上記「徳島県住まいの安全・安心なリフォーム支援事業」の補助金40万円に、**10万円上乗せ補助を実施します。**

対象住宅となる木造住宅

- ①徳島県住まいの安全・安心なリフォーム支援事業を利用される方
- ②吉野川市木造住宅耐震改修工事費補助金の交付を受けていない方
- ③昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること
- ④吉野川市が実施した耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上1.0未満と診断された住宅
- ⑤耐震改修計画書で、評点が1.0以上に改善されるもの
- ⑥平成26年3月16日までに工事完了報告書を提出すること

募集戸数・申込受付期間

7戸 平成25年12月27日まで（先着順）

申込方法

工事着手前に次の申請書類を提出してください。

- ①補助金交付申請書
- ②添付書類（改修計画書、計算内容、見積書などは、施工業者が作成したもの）

補助金の額

徳島県住まいの安全・安心なリフォーム支援事業の補助対象経費（税込）から80万円を控除した金額の2分の1に相当する額（1,000円未満は切り捨て）。ただし、上乗せ額は最高10万円（1,000円未満は切り捨て）。

●問い合わせ・申し込み 市建築営繕課 ☎22-2224

(2) 相談窓口の設置

吉野川市建築営繕課に耐震相談を受けられる窓口を設置し、市民からの問合せに対応します。

(3) 建物の耐震化に係る人材の育成

耐震改修等の円滑な実施に備えるため、耐震改修等の実施にあたって必要な人材の育成について県と協力していきます。

耐震診断員・耐震改修アドバイザー…耐震診断員・耐震改修アドバイザーとは、徳島県に建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づき、建築士事務所の登録を行っている建築士事務所に所属する建築士で、徳島県が実施する徳島県木造住宅耐震診断員・耐震改修アドバイザー養成講習会の受講を終了し、徳島県に登録した者をいいます。

耐震改修施工者等…耐震改修施工者等とは、徳島県内に本店又は営業所を有する事業者に所属する者で、徳島県が実施する徳島県木造住宅耐震改修施工等養成講習会の受講を終了し、徳島県に登録した者をいいます。

(4) 優良技術者・優良事業者の紹介

徳島県では、「木造住宅耐震改修施工者向け講習会」を実施し、その出席者の中から「徳島県木造住宅耐震改修施工者向け講習会受講者名簿」を作成しています。本市では、この名簿を公開し優良な技術者・事業者の紹介を行っています。

(5) 出張説明、戸別訪問の実施

地震発生の認知、耐震診断・改修の進め方、支援制度の紹介等を継続的に行うため、講習等を開催し住民の意識向上を図ります。

【木造住宅耐震診断出張説明】（平成19年5月より実施）

- ① 対象：自主防災組織、自治会等地域コミュニティ
- ② 内容：耐震対策の必要性や支援制度についての説明
- ③ その他：木造住宅耐震診断及び耐震改修申請の受付

【木造住宅耐震診断戸別訪問】（平成20年度より実施）

- ① 対象：平成12年以前の木造住宅（平成26年度より）
- ② 内容：戸別に訪問し耐震診断、改修についての流れ、補助制度についての説明
- ③ その他：木造住宅耐震診断・耐震改修申請の受付

[4] 地震時の建築物の総合的な安全対策

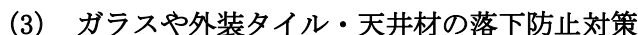
(1) 家具等の転倒防止対策の普及・啓発

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになることが考えられる。住宅内部での身近な地震対策として、家具類の転倒防止に関するパンフレット等の配布などにより市民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及を図ります。

また「木造住宅耐震改修支援事業」を活用する場合は、高さ1.5m以上の家具の固定を必須条件とするなど、家具の転倒防止対策を推進していきます。（平成26年度より）

(2) 転倒の恐れのあるブロック塀の診断・改修

地震により老朽化した、若しくは基準に不適合なブロック塀が倒れると、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、被災者の避難や救助、消火活動に支障が生じる可能性があり、ブロック塀の倒壊防止対策は重要な課題です。



人の通行が多い沿道に建つ建築物や、避難路沿いにある建築物の窓ガラスの地震対策、外壁に使われているタイル等の落下防止対策、また大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、人身事故発生を防止するため、パンフレット等による啓発・指導を進めていきます。

(参考：H17.3.23 国住指第 3248 号 既存建築物における窓ガラスの地震対策について)

B) 外壁タイル等の落下物対策対象建築物

中心市街地（容積率が400%以上の地域）並びに避難道路及び避難地に面する地域にある、階数が3以上であり、かつ、竣工後およそ10年以上経過したもので、外壁タイル等が落下した場合、危害を加える恐れのある部分に傾斜した外壁をもつ建築物。

（参考：H17.6.16 国住指第792号 既存建築物における外壁タイル等落下物対策について）

C) 天井の崩落対策対象建築物

体育館、ホール、文教施設（500㎡以上の大規模空間を有するもの）の、吊天井を有する建築物。

（参考：H17.8.19 国住指第1337号 大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について）

天井材については平成23年3月の東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落した事案が多数生じたことを受け、建築基準法に基づく新しい技術基準が平成26年4月1日に施行されます。

(4) エレベーターの閉じこめ防止対策

近年、地震発生時において、多くのビルで使用されているエレベーターの緊急異常停止が発生し、エレベーター内に人が閉じこめられるなどの被害が発生しています。

平成21年9月28日に建築基準法施行令が改正され、新設エレベーターについては、安全装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められています。

本市もエレベーターの所有者に対して、改修や地震対策、地震時の運行方法、地震発生時における安全装置の設置、地震時の保守会社の緊急体制の確保等の重要性について、パンフレットの配布等により啓発活動を行います。

(5) 県産材による耐震シェルターや耐震建具等の開発と改修工法の普及の促進

徳島県では、県産木材を使用した耐震シェルターや耐震建具の開発と、これを使用した改修工法の普及を目指しています。

本市も県に協力していくことにより、耐震改修を促進していきます。

[5] 要緊急安全確認大規模建築物に関する事項

不特定多数の者が利用する建築物等で大規模なものは、倒壊した場合の人的被害や周辺地域に及ぼす影響が大きいことから、耐震改修促進法附則第3条1項に基づき、耐震診断が義務化されています。当該建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を「平成27年12月31日」までに所管行政庁に報告しなければなりません。また、報告を受けた所管行政庁は、同条第3項に基づき、当該報告内容を公表しなければならないとなっています。

本市では、これらの耐震化対策が円滑に行われるよう県と協力しながら耐震化を推進していきます。

[6] 地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項

(1) 地震発生時に通行を確保すべき道路

徳島県耐震改修促進計画では、耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号に基づき、沿道に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震時に通行を確保すべき道路として、徳島県地域防災計画（平成24年度版）において定められた「第1次緊急輸送道路」、「第2次緊急輸送道路」、「第3次緊急輸送道路」を指定し、その沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化を目指しています。本計画においては、徳島県耐震改修促進計画により、沿道に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断を義務化する路線として、下記の路線が指定されています。

その耐震診断結果の報告期限は、「平成33年3月31日」となっています。

表3-2 耐震診断を義務化する路線

沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断を義務化する路線		
路線名	管理区分	区 間
国道192号	国	徳島市 ～ 三好市 愛媛県境

※対象区域は吉野川市のみ

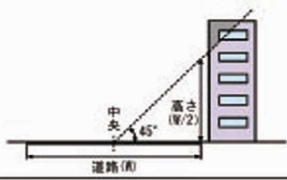
(2) 緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物

地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして、耐震改修促進法第14条第3号により政令で定める建築物に規定される規模要件（一定の高さ以上の建築物）は下図に示すとおりです。

※「一定の高さ以上の建築物」とは

- ① 前面道路幅員が12mを超える場合は、道路幅員の1/2の高さを超える建築物。
- ② 前面道路幅員が12m以下の場合は、6mの高さを超える建築物。

表3-3 緊急輸送道路を閉塞させる建築物

耐震改修促進法での区分	建築物の高さ	解説図
面している緊急輸送路の幅員が12mを超える場合	道路幅員の1/2より高い建築物	
面している緊急輸送路の幅員が12m以下の場合	6mより高い建築物	

[7] 優先的に耐震化すべき建築物の設定

災害時の拠点となる建築物や不特定多数の者が利用する建築物について、以下の基本的な考え方に基づき、優先的に耐震化すべき建築物を市有建築物と民間建築物に分けて設定します。

表 3-4 優先的に耐震化すべき建築物の基本的な考え方

分 類				備 考（建築物の例、定義など）
昭和56年以前建築の建築物	災害時の拠点となる建築物	災害時に機能確保が必要なもの	防災拠点施設	市庁舎
			復旧拠点施設	消防署（中央広域連合）
			救援救護施設	病院
			避難所の施設	学校、公民館等
			ライフライン管理施設	水道等の管理施設
		災害時に要援護者等の利用するもの	福祉施設	老人ホーム、老人福祉施設 保育所、幼稚園
	特定建築物	イ	多数の者が利用する一定の用途（学校、病院、店舗、事務所等）で一定の規模以上の建築物	
		ロ	火薬類、石油類など一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	
		ハ	地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある一定の高さを超える建築物	

※ 特定建築物の用途規模については、15 ページ別表の一覧表による。

表 3-5 優先性の基本的な考え方 1

災害時の拠点となる建築物、かつ特定建築物	優先ランク 1
災害時の拠点となる建築物、又は特定建築物	優先ランク 2

表 3-6 優先性の基本的な考え方 2

・規模が大きいものを優先 ・建築年度が古いものを優先 ・イについては、より多数の者が利用するものを優先 ・ロについては、より危険物の貯蔵又は処理の多い施設を優先 ・ハについては、緊急輸送道路の位置付けを優先（第1次、第2次の順番で優先）
--

① 市有建築物

地震発生時の避難、救護、応急対策活動拠点となる防災上重要な建築物を優先することとし、次いで高齢者・乳幼児等、要援護者の利用する建築物、不特定多数の者が使用する建築物を優先します。

なお、「優先ランクA」に位置づけている防災上重要な市有建築物は、徳島県が掲げた「とくしまー0作戦」地震対策行動計画を踏まえて平成27年度末までに耐震化率100%を目指します。

表 3-7 優先性の基本的な考え方(市有建築物)

優先度		用途区分	建築物の例
優先ランクA	地震発生時の避難、救護、 応急対策活動拠点となる 防災上重要な建築物	防災拠点施設	市役所庁舎
		応急・復旧拠点施設	消防署(中央広域連合)
		避難施設	小・中学校、社会教育施設、福祉施設、コミュニティ施設 等
優先ランクB	高齢者・乳幼児等要援護者の利用する建築物、不特定多数の者が使用し多くの被害が予測される建築物及びライフライン管理施設	避難施設	老人福祉センター、老人ホーム、保育所、幼稚園
		不特定多数の者が使用する一号特定建築物	集会場・公会堂、体育館(学校以外)、図書館 等
		上水道管理施設	水道課管理施設(浄水場、取水場及び配水場並びに管理棟)
優先ランクC	上記以外のもの	その他の施設	上記以外の市有建築物

② 民間建築物

地震時にできるだけ多くの市民の命を守り、円滑な避難を確保するため、優先的に耐震化に着手すべき建築物を設定します。

地震時に応急対策活動の拠点となる救援救護施設、避難施設及び要援護者利用施設を優先することとし、次いで多数の者が利用し地震時に安全を確保する必要がある法第14条第1号建築物、危険物を取り扱う同2号建築物、倒壊した場合に道路を閉塞させる同3号建築物を優先します。

また、昭和56年以前の旧基準建築物である木造住宅の過去の地震における被害状況を踏まえ、その耐震性について特に問題があると考えられることから、上記と平行して重点的に耐震化を図ることとします。

今後、これらの建築物を対象に、耐震診断・耐震改修の啓発及び知識の普及を図ります。

表3-8 優先性の基本的な考え方(民間建築物)

優先度		用途区分	建築物の例
優先ランクA	地震時に応急対策活動の拠点となる救援救護施設、避難施設等防災上重要な建築物	救援救護施設	病院等
		避難施設	要介護施設
		要援護者利用施設	老人福祉施設、保育所、幼稚園
優先ランクB	特定建築物 (P.15 一覧表参照)	イ ロ ハ	
優先ランクC	その他の建築物	上記以外の建築物	

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

概 要

[1] 地震危険度マップの作成・公表

住民意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、地震危険度マップを作成し、地震の被害予想や危険地域、避難場所を把握しておく必要があります。また、これを公表することで災害時の避難や救助活動が的確に行えます。

[2] 相談体制の整備及び情報提供の充実

建築物所有者が耐震化に関する相談が気軽にできる窓口を設置し、十分な情報提供と制度活用への誘導を推進します。

[3] パンフレットの配布、セミナー・講習会の開催協力

吉野川市では、ホームページや広報誌を用いて耐震診断・改修の啓発を行っています。市民の意識の更なる向上を目指し、今後、戸別訪問時等に啓発パンフレットの配布により周知活動を行います。

[4] リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅リフォーム時に耐震改修を行う取り組みを補助制度活用とともに、県や建築関係団体と協力して普及・推進します。

[5] 家具の転倒防止の推進

室内の安全性確保も人命尊重に重要な要素です。家具の転倒防止策について、補助制度活用とともに、パンフレット等で情報を提供します。

[6] 自主防災組織、自治会等との連携

地域防災力の向上に向けて、自主防災組織や自治会などと耐震化の取り組みを連携して行います。

[1] 地震危険度マップの作成・公表

住民意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、危険度マップを作成し地震の被害予想や危険地域、避難場所を把握しておく必要があります。また、これを公表し、市民への啓発、知識の普及に努めることで災害時の避難や救助活動が的確に行えます。

危険度マップには、震度予測図、液状化危険度予測図、急傾斜地崩壊危険箇所位置図、避難所位置図などが考えられ、地震発生時の被害軽減化の備えとなるよう、地域の危険度と合わせ地震に関する基礎的な情報も整理します。

この他に、民間事業者が作成した防災マップ等が配布・販売されているので、それらの活用を促すことも重要と考えます。

[2] 相談体制の整備及び情報提供の充実

(1) 相談窓口の整備及び情報提供の充実

耐震化の啓発及び知識の普及を図るため、県と協力して建築物の所有者が耐震診断・改修等に関する相談が気軽にできる窓口を設置します。また、(社)徳島県建築士会及び(一社)徳島県建築士事務所協会において建築士などの建築構造の専門スタッフによる相談会を定期的に開催しています。具体的な支援方策について十分な情報提供と制度活用への誘導を推進します。

表 4-1 相談窓口一覧

耐震診断・耐震改修の窓口一覧		
県の担当窓口		
徳島県県土整備部住宅課 建築指導室耐震化担当	088-621-2598	
吉野川市の担当窓口		
吉野川市建築営繕課	0883-22-2224	
耐震リフォーム相談所		
徳島県建築士会	088-653-7570	相談日：毎週金曜日 午後1時から5時まで
建築物耐震相談所		
徳島県建築士事務所協会	088-652-5862	相談日：毎週水曜日 午後1時から5時まで
耐震診断等に関する相談窓口		
日本建築構造技術者協会 四国支部	(FAX) 088-622-8978 (MAIL) ytkozo@mb.infoeddy.ne.jp	対象：耐震診断が義務付けとなる非木造建築物 申込方法：専用申込用紙による

図 4-1 耐震相談所の案内パンフレット

あなたのお家や建築物について**耐震相談**を受けてみませんか？

徳島県では

建築物耐震相談所

を開設しています

相談時間 毎週水曜日の午後1時から5時まで
電話相談もお受けしています。(祝日・年末年始を除く)

相談場所 自治会館2階
社徳島県建築士事務所協会内(徳島市幸町3丁目55番地)

☎ 電話予約も随時受け付けています

TEL.088-652-5862 FAX.088-653-5201

相談料 無料 建築構造の専門スタッフが耐震相談をお受けしています。お気軽にどうぞ。

 防災すたぢくん


木造住宅の倒壊状況(新潟県中越沖地震)


木造アパートの倒壊状況(阪神・淡路大震災)

徳島県 / 社徳島県建築士事務所協会

[3] パンフレットの配布、セミナー・講習会の開催協力

吉野川市では、ホームページや広報誌を用いて耐震診断・改修の啓発を行っていますが、市民の地震の危険性や耐震化に関する知識の更なる向上を目指し、今後以下のような周知活動を行います。

- 本計画書の概要版の作成及び配布
- 啓発パンフレットの配布
- 県や建築関係団体と協力して、セミナー講習会開催等の周知
- 戸別訪問による制度の説明

[4] リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅のリフォーム、バリアフリー等の機会を捉え、住まいを快適にするだけでなく、耐震性を確保するといった合理的な住宅改修のメリットを周知します。あわせて、補助制度活用との推進についても周知します。

[5] 家具の転倒防止の推進

「吉野川市木造住宅耐震改修支援事業」を活用する場合は、高さ 1.5m 以上の家具の固定を必須条件とするなど、家具の転倒防止対策を推進します。また、家具の転倒防止対策は建物の耐震化等に比べ低コストで簡単に行うことが可能です。補助制度活用とともに、固定金物や安全な家具の情報等を相談窓口やパンフレット等で周知します。

[6] 自主防災組織、自治会等との連携

国・県から発信される耐震化の啓発に加え、地域の最小単位である自主防災組織や自治会ごとに住民の連携を深め、建物の耐震化を含めた防災活動や防災情報の共有を行うことで、より地域に根ざした対策が講じられることが重要と考え、市では自主防災組織の活動の活性化を支援してまいります。

第5章 建築基準法による勧告または、命令等についての事項

[1] 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等の実施に関する事項

(1) 指導・助言の方針

所管行政庁は、耐震改修促進法第12条第1項（附則第3条第3項で準用する場合を含む。）、第15条第1項、第16条第2項及び第27条第1項に基づき、建築物の所有者に対して必要な指導及び助言を行います。

指導及び助言は、所有者に対して、既存建築物の耐震診断・改修の必要性を説明し、それらの実施を促しながら相談する形で行います。

(2) 指示の方針

所管行政庁は、耐震改修促進法第12条第2項（附則第3条第3項で準用する場合を含む。）、第15条第2項及び第27条第2項に基づき、建築物の所有者に対して必要な指示をします。

指示は、指導及び助言のみでは耐震診断・改修が実施されない場合において、再度実施を促し、それでも協力が得られない場合において、具体的に実施すべき事項を明記した指示書を交付する等の方法を行います。

＜耐震診断の指示を行う優先順位＞

- ① 防災拠点として重要と考えられる建築物
- ② 不特定多数の者が利用する建築物
- ③ 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物

＜耐震改修の指示を行う優先順位＞

耐震診断を行う優先順位に加え、耐震診断結果による耐震性能

(3) 公表の方針

所管行政庁は、耐震改修促進法第12条第3項（附則第3条第3項で準用する場合を含む。）、第15条第3項及び第27条第3項に基づき、建築物の所有者が正当な理由なく指示に従わない場合、その旨を公表します。

特定建築物は不特定多数の者が利用したり、防災拠点となる場合が多いことから、指示に従わず耐震診断・改修を行わない場合、所有者の社会的責務は大きいと考えます。

なお、公表は、所管行政庁のホームページや庁舎の掲示板を利用し、広く県民が閲覧できるようにします。

[2] 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する事項

所管行政庁は、耐震改修促進法第12条第3項（附則第3条第3項で準用する場合を含む。）、第15条第3項及び第27条第3項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震診断・改修を行わない場合等には、次の勧告又は命令を行います。

- ① 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる恐れがあると認められる建築物については、所有者に対して同条第1項の勧告、若しくは第2項の命令を行います。

- ② 構造上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、所有者に対して速やかに建築基準法第10条第3項による命令を行います。

別表 特定建築物及び指示対象となる規模要件

号	NO	建物用途		規模要件	指示対象となる規模要件
イ	1	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
			上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	なし
	2	体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	4	病院・診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	6	集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	7	展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	8	卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上	なし
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	10	ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	11	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上	なし
	12	事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上	なし
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	17	遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	18	公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	21	工場(危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く)		階数3以上かつ1,000㎡以上	なし
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	23	自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
ロ		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
ハ		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が県及び本市耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		一定の高さ要件を超える全ての建築物	同左

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

概 要

[1] 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

徳島県では「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」を設置しており、県、市町村及び（社）徳島県建築士会、（一社）徳島県建築士事務所協会をはじめ、各関係団体との連携を深め、引続き積極的な建物の耐震化を推進していきます。

[2] 地震保険の加入促進啓発

地震に対する意識の向上を図る上で、地震保険に対する意識向上を目指します。

[1] 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

徳島県では「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」を設置しており、県、市町村及び（社）徳島県建築士会、（一社）徳島県建築士事務所協会をはじめ、各関係団体との連携を深め、引続き積極的な建物の耐震化を推進していきます。協議会の具体的な事業は以下のとおり。

1. 耐震化促進に関する施策の調整等に関すること
2. 耐震化促進に関する普及・啓発に関すること
3. 耐震化促進に係る県、市町村の相互支援の体制整備に関すること
4. 建築物耐震技術者の養成に関すること
5. 防災、衛生、教育等関連部局との連絡及び調整に関すること
6. 情報収集等に関すること
7. その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

また、平成24年3月に示された「とくしまー0作戦」地震対策行動計画に基づき、「とくしま地震防災県民会議」が設置され、県民、自主防災組織、企業、医療、福祉、行政関係者など地域防災を担う様々な主体が連携し、効果的な地震防災啓発活動等を行い、県民運動の展開を支援していくこととされています。

吉野川市においても、これらの協議会等に積極的に参加し、建物の耐震化や地域防災の推進に努めることとしています。

[2] 地震保険の加入促進啓発

(1) 地震保険の加入促進啓発

災害時に倒壊した家屋により発生する経済的な負担は多額のものになり、市民各自が、地震保険に加入することは各々の財産を守ることはもちろんのこと、地震に対する意識の向上を図る上でも重要だと考えます。ゆえに、更なる加入率の増加と地震保険に対する意識の向上を目指し、広報に努める必要があります。

表 6-1 都道府県別の地震保険加入率
※損害保険協会より

No.	都道府県	火災保険への付帯率(%)	順位	世帯加入率(%)	順位
1	北海道	49.7	39	20.8	28
2	青森	57.7	21	16.9	37
3	岩手	61.4	13	16.3	39
4	宮城	83.5	1	43.5	1
5	秋田	63.2	9	15.3	43
6	山形	56.1	25	15.8	40
7	福島	64.8	8	22.2	22
8	茨城	57.4	23	22.9	19
9	栃木	55.4	28	20.7	30
10	群馬	47.8	41	15.4	42
11	埼玉	55.2	29	26.6	10
12	千葉	53.7	32	29.7	6
13	東京	53.9	30	33.2	3
14	神奈川	55.6	26	31.3	4
15	新潟	57.6	22	18.0	35
16	富山	47.5	44	16.8	38
17	石川	50.8	37	21.7	24
18	福井	52.1	34	20.8	28
19	山梨	61.6	11	26.2	11
20	長野	47.0	45	15.2	44
21	岐阜	68.8	7	30.0	5
22	静岡	59.5	16	26.9	9
23	愛知	69.5	4	37.1	2
24	三重	62.4	10	25.8	14
25	滋賀	50.3	38	22.3	21
26	京都	47.7	42	23.5	18
27	大阪	53.9	30	27.3	8
28	兵庫	48.4	40	21.2	26
29	奈良	58.0	19	24.0	17
30	和歌山	55.5	27	21.6	25
31	鳥取	57.8	20	19.3	33
32	島根	52.3	33	12.7	45
33	岡山	47.7	42	18.0	35
34	広島	61.6	11	26.0	13
35	山口	51.9	35	19.6	32
36	徳島	69.5	4	24.3	16
37	香川	60.4	14	26.2	11
38	愛媛	58.6	18	20.2	31
39	高知	81.7	2	22.4	20
40	福岡	59.8	15	29.3	7
41	佐賀	41.5	46	15.7	41
42	長崎	37.7	47	12.2	46
43	熊本	58.9	17	25.2	15
44	大分	57.2	24	19.1	34
45	宮崎	71.0	3	20.9	27
46	鹿児島	69.3	6	22.1	23
47	沖縄	50.9	36	12.2	46
48	全国平均	56.5		26.0	

※火災保険への付帯率:2012 年度中に契約された火災保険(住宅物件)のうち地震保険が付帯されている割合

※世帯加入率:地震保険の契約件数(2011.3 末現在)を住民基本台帳に基づく世帯数(2011.3 末現在)で除した数値

※保険料を算出する際の地域別に色分けしている

第7章 参考資料

[1] 用語の解説

【か行】

○活断層

最近の地質時代（第四紀：約 200 万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層。

※「新編日本の活断層」（活断層研究会編、1991 年）による。

○危険度マップ（ハザードマップ）

災害予測図、危険範囲図、災害危険箇所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されている。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現している。

○既存不適格建築物

建築した時には建築基準法などの法律に適合していたが、その後の法律や条例の改正、新しい都市計画の施行などによって、改正後の法律等に適合しなくなってしまった建築物。違反建築物ではないが、一定規模以上の建て替えや増改築をする場合は改正後の法律等に合わせなければならない。

○緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路。

○減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、地震、台風、集中豪雨などの災害について、被害想定やハザードマップなどを活用して正しく理解すること、災害に備えることで、私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力（地域の防災力）を高めることが大切である。

【さ行】

○在来木造住宅

柱と梁を主とし、筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造工法。

○市耐震改修促進計画

徳島県耐震改修促進計画を受けて、市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。

○所管行政庁

所管行政庁は、耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、建築基準法による特定行政庁を指すものであり、吉野川市においては、徳島県知事を指す。

○地震発生確率

国の地震調査研究推進本部・地震調査委員会が、過去のデータから将来の地震発生確率を統計的に予測した確率値。発生確率値の算定に、想定された地震が発生しない限り、発生確率値が時間の経過とともに増加するモデルが基本的に用いられており、算定基準日は現況では平成26年1月1日となっている。

○ソフト面での対策（⇔ハード面での対策）

ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみづくりなどによる工事を伴わない対策。一方、ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策をいう。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要がある。

【た行】

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価すること。

○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、構造補強、改築、または敷地の整備（ブロック塀、擁壁の補強など）を行うこと。

○耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。さらに、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられた。今回の改正は平成25年11月25日に施行され、これまで特定建築物のみに課していた「努力義務」の対象を小規模な建物や一般住宅、マンションなどすべての旧基準建物の所有者に努力義務が課せられる。そして、「要安全確認計画記載建築物」、「要緊急安全確認大規模建築物」については、耐震診断の義務化と耐震診断結果の公表が規定された。

○耐震基準

宮城県沖地震（昭和53年M7.4）等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行された。この基準を「新耐震基準」と呼び、その後、数度の見直しが行われている。新耐震基準では、設計の目標として、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしている。

○中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された、内閣総理大臣を長とし内閣府に事務局を置く会議。

○伝統構法

昔の農家・町家などに用いられている日本の伝統的技術が生かされた構法。地域の気候・風土に適応してわが国の木造建築物の主要な構法として発展してきた。土壁が基本で、貫（ぬき）や差し鴨居（かもい）等が多く用いられている。

○南海トラフ巨大地震

日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード(M)9級の巨大地震である。南海トラフは活発で大規模な活断層であり、付近では過去にM8級の地震が100～200年ごとに繰り返し発生している。

○徳島県地域防災計画

県域における災害に対処し、県民の生命、身体および財産を保護するため、県が災害対策基本法に基づき策定している計画。防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務または業務の大綱等を定めている。

○特定建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上の多数の人々が利用する建築物及び危険物の貯蔵場・処理場又は地震により倒壊し道路をふさぐおそれがある建築物のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物。
(15 ページ別表を参照)

【や行】

○要安全確認計画記載建築物

都道府県または市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物で、一定の高さ以上の建築物及び都道府県が指定する庁舎、避難所などの防災拠点建築物。

○要緊急安全確認大規模建築物

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの。

【ら行】

○リフォーム・コンシェルジュ

木造住宅の安全・安心な耐震リフォームを促進するため、市町村からの要請に応じ、住宅所有者とリフォーム業者のマッチング、リフォームへの助言等を行うために派遣される、徳島県に登録した者をいう。